

## 孤独・孤立対策強化月間について（案）

### 1 目的

孤独・孤立についての理解・意識や対策の機運を社会全体で高めるために、孤独・孤立対策に関する情報提供や啓発活動などに集中的に取り組む。

### 2 実施時期

毎年5月（令和6年度から開始）

### 3 強化月間設定の経緯

- ① 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下、孤独・孤立 PF） 分科会での議論  
（R4.6.27, R4.7.21, R4.9.1, R4.10.7開催）

国の孤独・孤立 PF では、孤独・孤立に係る課題等のテーマ毎に分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論。

◇ 分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

◇ 分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国・地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

◇ 分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

- ② 分科会1での検討成果

支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立の理解・意識や機運を社会全体で高める必要

⇒ **孤独・孤立対策強化月間** の実施

孤独・孤立 PF 会員（399 団体（当時）による投票の結果、**毎年5月**に設定。

### 4 対象

国の孤独・孤立対策官民・連携プラットフォームで決定した「声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現を目指し、「制度を知らない層」「制度は知っているが相談できない層」「相談者（相談を受ける人）になりうる層」それぞれに向けた取組みを実施。

#### （ア）制度を知らない層

当事者や家族に必要な情報が届くようにする必要がある、制度や情報に触れる機会を増やす必要がある。

#### （イ）制度は知っているが相談できない層

支援を受ける手続きなどをわかりやすくすることで、相談へのハードルを下げる。また、相手への迷惑や負担を気にすることや、遠慮や我慢をなくすことで、相談できる社会環境をつくる。

#### （ウ）相談者（相談を受ける人）になりうる層

社会的理解や関心を高めたり、関われるタイミングやきっかけをつくることや、相談者になることをためらう人の弊害をなくす。

### 5 北九州市における強化月間協力団体

北九州市孤独・孤立対策等連携協議会（市内 NPO 法人等 15 団体）を始めとした支援関係機関を中心に協力を依頼する予定

6 令和6年度 北九州市の孤独・孤立対策強化月間の取組み

	項目	内容	対象	期日・場所
研修会・講演会	孤独・孤立対策に関する研修会	孤独・孤立対策に資する知識習得に向けた研修会を開催	(ウ)	5/28
	つながりづくり講演会	人と人とのつながりや支え合いの重要性を啓発するための講演会	(ウ)	6月 0r 7月
	いのちをつなぐネットワーク推進会議の開催	協力会員同士がお互いの活動を知り、横のつながりを深めて地域見守り強化のためのワークショップの開催等	(ウ)	5/22
	孤独・孤立に関する出前講演	各区推進協議会等で孤独・孤立対策に関する講演を実施	(ウ)	随時
相談	民生委員・児童委員の日 活動強化週間	民生委員・児童委員の日 活動強化週間におけるよろず相談会(1日のみ)	(ア) (イ)	5/25
	孤独・孤立相談窓口(内閣府)の紹介	メタバース上で孤独・孤立に悩む方の相談を受け付ける。	(ア) (イ)	5/2~5/7
	孤独・孤立対策チャットボット(内閣府)の紹介	孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」(内閣府)のチャットボットに、メタバースからアクセスできるようにする。	(ア) (イ)	5/1~5/31
	孤独・孤立相談ダイヤル#9999(内閣府)	内閣府が実施する統一的な相談窓口。	(ア) (イ)	5/2~5/7
広報・啓発	啓発動画の配信	相談を受ける人になりうる層に、孤独・孤立の問題について関心を持ってもらえるよう啓発動画配信(YouTube 広告)	(ウ)	5/1~5/30
	パネル展示	民生委員・児童委員の日 活動強化週間における、民生委員・児童委員活動等についての紹介パネルの展示	(ア)	5/10~5/27
	駅への孤独・孤立対策ポスター掲示	相談を受ける人になりうる層に、孤独・孤立の問題について関心を持ってもらえるよう啓発ポスターを掲示(JR 駅、北九州モノレール駅)	(ウ)	5/1~5/30
	市が管理するホームページや SNS(X 等)を活用した啓発・広報	市が管理するホームページや SNS 等を活用して、孤独・孤立対策に関する啓発・広報を期間中に随時行う	(ア) (イ) (ウ)	5/1~5/30
	関係機関に対する啓発用ポスター配布・掲示依頼	北九州市孤独・孤立対策等連携協議会や行政支援機関等において、啓発用ポスターを掲載。	(ウ)	5/31 まで